

鳴門市 YouTube 推進事業協力事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の魅力を親しみやすく伝えるため、「YouTube チャンネル『鳴門市 KoHo さん』（以下「KoHo さん」という。）」に投稿する動画（以下「動画」という。）の制作に協力していただける事業者等（以下「協力事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件等)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 法人その他の団体及び個人（以下「法人等」という。）であり、次のいずれかに該当していること。
 - ア 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - イ 市長が特に必要と認めたもの
- (2) 市の魅力の発信又は地域産業の振興につながる要素を持つ法人等であり、次のいずれかに該当していること。
 - ア 市内で生産、製造、加工、採取、栽培、販売又はサービスの提供がされているもの
 - イ 市に縁のあるもの
- (3) KoHo さんを視聴したことがあり、KoHo さん及び当該要綱の趣旨に賛同していること。
- (4) 法律、法律に基づく命令、条例又は規則等に反していないこと。
- (5) 市の入札参加資格制限に該当していないこと。
- (6) 市の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 市税（市外の者にあつては当該者が納付すべき市町村税）を滞納していないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項の規定による破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に

よる再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められないこと。

2 協力事業者は、動画の制作において、できる限り次に掲げる協力を行うものとする。

(1) 費用負担(動画撮影にかかる実費などをいう。)

(2) 企画又は出演

(3) 撮影場所の提供

(4) 動画編集後の確認作業

(5) 市民等への動画並びに KoHo さん及びチャンネル登録等の周知

(協力事業者の募集)

第3条 協力事業者の募集は、原則として随時行うこととする。

(協力事業者の申込み)

第4条 協力事業者の申込みをしようとする者は、鳴門市 YouTube 推進事業企画提案書(様式第1号。以下「企画提案書」という。)を提出するものとする。

(協力事業者の決定)

第5条 市長は、毎月1回程度、前条の企画提案書を提出した者の中から次月に動画撮影を予定する協力事業者(以下「予定協力事業者」という。)を選定する。

2 前項の選定に伴い、予定協力事業者に通知するものとし、当該予定協力事業者の第2条第1項各号の要件を確認でき次第、市長は協力事業者としての決定を行う。

3 前項の決定は、鳴門市 YouTube 推進事業協力事業者決定通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

4 第1項に規定する毎月1回程度は、企画提案書が提出されない場合、若しくは企画提案書の内容により予定協力事業者として選定できない場合、又はKoHoさんの運用状況により予定協力事業者を選定できない場合は、この限りでない。

(協力事業者の取消し等)

第6条 市長は、動画の制作にかかり協力事業者が第2条第1項各号の要件に適合しなくなつたと認められる場合、又は市長がやむを得ないと認めた場合においては、協力事業者の決定を取り消し、鳴門市YouTube推進事業協力事業者取消通知書(様式第3号)により当該協力事業者に通知するものとする。この場合において、市は、当該協力事業者に損害が生じた場合もその責を負わない。

(企画の追加提案等)

第7条 協力事業者は、企画提案書に追加し、又は変更しようとするときは、再度、企画提案書を提出することをもって当該企画提案書に追加し、又は変更したものとみなす。

(個人情報の取扱い)

第8条 協力事業者は、この事業による業務を遂行するに当たり必要とする個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守しなければならない。

(知的財産権)

第9条 協力事業者が、動画の制作において使用する肖像権その他の知的財産権を有するものは、動画への使用を許可したものとみなす。

2 制作した動画の著作権その他一切の権利は市に帰属する。

(留意事項)

第10条 協力事業者は、動画について、市民等から苦情があつた場合は真摯に対応し、その解決に努めることを承諾するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 協力事業者の申込みに係る手続きその他協力事業者の募集を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。